

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市鶴尾土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥の池導水路地区）を行うことについて平成24年3月13日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成24年3月28日から同年4月17日まで縦覧に供する。

平成24年3月21日

香川県知事 浜 田 恵 造